

# 「コトカラ」構文に関する考察

佐野裕子

## 1 はじめに

文法の研究では、(1)のような「コトカラ」の現れる文がしばしば取り上げられてきた。

(1) ほの白い明かりが差していることから夜が明けたのがわかった。(BCCJW)

また、松木(2014)によれば、このような形式は1つの文を構成するにあたり、連体修飾節の底名詞が連用修飾を行い、いわば連体修飾と連用修飾の両者の特徴を持つ。(1)を元に説明すれば、連体修飾を構成するコト節の内容部分は複文の前件、連用修飾節のそれは複文の後件にあたる。「コトカラ」が現れる文の中には、(2)のように、コト節が同一文中において列挙される例が少なくない。

(2)十九世紀に入り、ドイツのベッセルは白鳥座六十一番星の年周視差を測定しようとした。

この星は固有運動が大きいことや、角距離の大きい連星であることから、近距離と考えられた。(BCCJW)

従来前件とされる部分が複数並列できるという特徴は、カラやノデのような原因・理由の形式との大きな特徴の相違の一つである。日本語記述文法研究会(2008)は、原因・理由節の規定を「ある事態(結果)が別の事態を引き起こすもの」(p.122)としている。原因・理由とは、(3)のように誘導推論(前田2009)の成立する関係、つまり「もしその原因・結果がなければその結果も起こらないだろうという関係」(日本語記述文法研究会前掲、p.122)とも言える。

(3)宝くじに当たったからマイホームを買えた。

⇔宝くじに当たらなければマイホームを買えなかった。

こうした誘導推論が成立するのは、前件が後件の唯一の原因・理由となっているからであり、後件が成立するための他の細かい条件は、自然会話では会話の前提となっているため明示されない(坂原1985の「暗黙の前提」)。つまりカラやノデの表す文では、前件と後件の因果関係は一對一の対応となっている。

(4)??雨が降っていたから、スピードが出ていたから、交通事故が起きた。

したがって、(4)のようにカラやノデが前件を複数共起することはできないことも、こうした制約に基づくものである。

以上をまとめれば、カラやノデとは対照的に、「コトカラ」の表す文は厳密な因果関係を表さない。コト節が複数共起できるということは、コト節が連用修飾部分に対して一對一の対応

を取らなければならないという制約がないことを意味している。

「コトカラ」が現れる(1)のような文については、日本語記述文法研究会(前掲)においても厳密な因果関係を表すものではないという見解が示されている。次節以降では、まず先行研究の概観、そして本稿の目的と方法を説明する。

## 2 先行研究

「コトカラ」が共起する文に関する先行研究には、原因・理由を表す複文の一類として文法的意味や事態類型を考察するものと、連体修飾と連用修飾の接点を構成する構文の特徴を考察するもの(松木前掲)の2つに分けられる。本稿の研究に直接関係があるのは、前者にあたる。本稿では後者は直接関係する内容ではないため、存在を言及するにとどめる。

前者については田中(2004)と日本語記述文法研究会(前掲)が該当し、両者に共通する概要は以下の通りである。

(5)駅前横断歩道で交通事故が相次いだことから、新たに歩道橋が設置された。(=日本語記述文法研究会前掲、p.142)

(6)飲んだ海水の量が少ないことから、仮死状態で海に投げ捨てられた可能性もある。(=田中前掲(77))

すなわち、前節で述べたように、誘導推論を構成するような厳密な因果関係を(5)は構成しておらず、その前件は背景的な状況である。そして、(5)はある事態の発生による新たな事態の生起、(6)は新たな判断をもたらす根拠を表す。

以下、各先行研究の特徴的な指摘を挙げていく。田中(前掲)は、コトが具体的な名詞になる場合があることを指摘しており、(7)ではコトが「判断」という名詞になっている。また、大きな記述ではないが、杉本(2014)でも助辞のカラが理由・根拠を表す例として、(8)が取り上げられている。

(7)大統領に不利に働きかねないとの判断から、議長声明には盛り込められなかった。(=田中前掲(81))

(8)病状が安定したことから一般病棟に移した。(=杉本前掲(7))

さらに、日本語記述文法研究会(前掲)は、当該の文は書きことばや公的な文書で見られ、後件に行為要求や意志・希望の表現は現れないと述べている。

## 3 本稿の目的と方法

以上、先行研究の概観について述べた。先行研究の記述内容はおおむね妥当である。しかし、本稿では「コトカラ」はあくまでも形式名詞コトに格助辞のカラが接続したものであり、それらをまとめて1つのチャンク、つまり形式とは捉えられないという考え方を採用する。

すなわち田中(前掲)などは「コトカラ」を、コトとカラが結合した形式、すなわち複合辞(永野1953)として扱っている。しかし、田野村(2002)が指摘するように、複合辞とは、それを構成要素(名詞や動詞、助辞など)や語順、表現からは意味が予想できない意味を表すものである。一方、本稿で扱う(1)(2)のような文では、コト節と連用修飾節に共起する事態や述語の類型は認められるものの、単純にコト節が事態を、そしてカラが起因を表すという意味は保持されている。以上の点をまとめれば、「コトカラ」の現れる文は、複合辞(形式)によって構成された複文ではなく、構文と考えるべきである。本稿の「コトカラ」の捉え方は、先行研究では杉本(2014)の考え方に相当する。

また、当該構文は日本語記述文法研究会(前掲)が指摘しているように、白書のような公的な文章、すなわち強い論理性を要求される文にも頻繁に出現する。しかし厳密な因果関係を表さないとすれば、先行研究の指摘する前件(コト節が示す「新たな事態」や「根拠」)が示す内容が、どのように文章の論理性につながるのかについては考察すべきである。実際に、先行研究では具体的な前件(コト節)の事態類型への言及に乏しく、観察の余地がある。たとえば6節で後述するように、当該構文においては、コト節にも希望表現の共起制限、また感覚・感情形容詞述語が共起する場合でも人称制限が存在する。

以下、本稿では、これらの特徴を考慮し、(1)(2)のように「コトカラ」によって構成される文を「コトカラ」構文と規定し、考察を行う。ただし、先行研究における言及との比較のため、便宜上複文と同じようにコトが接続する部分を「前件相当部」、カラに後続する部分を「後件相当部」とする。

そして、本稿では主に前件相当部を中心に事態類型を検討していく。4節と5節で扱う用例は、「日本語書き言葉均衡コーパス」(BCCJW)を使用した。具体的には「カラ」をキー、「品詞(動詞や名詞、助動詞など)+コト」をキーの前方共起と設定し、キーの位置を「文末から7~10語」と指定して長単位検索を実施した。用例数は全部で874例である。ただし、実際にはBCCJWは表記記号、さらに助動詞・助詞やいわゆる臨時一語(林1982)なども1つの「語」として規定しているため、当該構文の後件相当部は厳密な意味で「文末から7~10語」とはなっていない。また、社会通念上不適切な例、構文が複雑な例(当該構文自体が連体修飾節内に入っているなど)は除外した。

また、(9)のような例は当該構文の表す意味とは異なるため、考察から除外する。

(9)当社に入社した社員の最初の仕事は、私を初め工場内の全員とお互いの名刺交換をするこ  
とから始まる。(BCCJW)

すなわち、後件相当部に「始める」や(9)の「始まる」のみが共起する例である。(1)のような当該構文のカラは起因を表す格助辞カラであるが、「始める」「始まる」が述語となる(9)のようなカラの場合は順番の最初を表しており(杉本前掲)、当該構文からは除外される。

以下の節では、後件相当部の述語類型を先に述べる。その後、前件相当部の事態類型と共起制限、誘導推論を構成できる場合について言及していく。

#### 4 後件相当部の動詞の偏り

まず、(10)の「増える」や「減る」のような数量変化を表す主体変化動詞、(11)の「起こる」、(12)の「浸透する」といった状態変化を表す主体変化動詞、変化を表す形式「ヨウニナル」が多く共起している。この種の動詞が共起する後件相当部は、事物の増減、あるいは発生と消滅、事物の状態の変化を表す。

(10)高度成長の過程で所得水準が著しく上昇したことに加え、貯蓄率も上昇したことから、貯蓄額は大幅に増えた。

(11)(筆者注：山登りで)鎖場や梯子場での事故の多くは、鎖や梯子に頼りすぎることから起こる。

(12)パソコンの特徴は、用途の広さと使いやすさにあることから、急速に生活に浸透しています。

こうした例では、(10)のような一回的な事態だけでなく、(11)のような一般的な傾向を表しうる。

また、(13)の「呼ぶ」「名付ける」ような「命名」にちなむ述語や、「決定」を意味する形式「コトニナル」、および(14)の「コトニスル」も、当該構文では頻繁に共起している。この種の動詞は、内的限界(工藤2002)を持つ動きである点、さらに「命名」や「コトニナル」は思考・判断を経て新たな状態<sup>(1)</sup>を事物にもたらすという語彙的意味から、状態変化と次に挙げる思考・認識動詞の両者にまたがる意味特徴を持つ。

(13)山口県の萩往還道路は、(中略)その昔、殿様が参勤交代で通った道であることから「御成道」とも呼ばれている。

(14)流通経費を差し引いても採算がとれるであろうことから、輸出を検討することにした。

「命名」を表す動詞の場合は、一回的な動きもあるが、おおむねは(13)のように現在の状態を表す。それに対し、「決定」を表す述語や形式は、(14)のように一回的な動きを示す傾向が強い。

思考・認識動詞の類では、(1)の「分かる」や(2)の「考えられる」、(15)の「注目する」の他、(16)の「可能性ガアル」のような可能性を表す認識のモダリティ形式や、(17)の「必要デアル」のような必要妥当性を表す評価のモダリティ形式の共起が見られた。

(15)木質系プレハブ住宅が在来工法住宅の減少を上回って大きく伸びたことから、木造住宅も増加しており注目される。

(16)また、印欧祖語には純粋な後置詞はなかったとも言われるが、名詞に対する格語尾が非常に発達していることからも SOV 型であった可能性が高い。

(17)水道は国民の生命や生活に直接関わり、万一水の安全性が損なわれた場合には、国民の生命・健康に深刻な影響を与えるものであることから、安全性の確保が必要である。

このような後件相当部述語では、先行研究が指摘するように「コトカラ」構文が判断を表す。またその際に、前件相当部がスルよりもシタや、(16)のシテイルが示す動作パーフェクト(工藤前掲)の形態を取るものが多く見られた。この特徴については、次節で改めて述べる、前件相

当部の事態類型に関連がある。

なお、動詞類については変化動詞や認識・思考動詞以外にも、(18)の「利用する」や(19)の「行う」のような(主体)動作動詞も見られる。

(18)粒子の細かい柘榴石は、比較的安価にかつ大量に採掘できることから、紙やすりなどに利用される。

(19)障害のある人の自立と社会参加のためには、こうした情報(筆者注：消費者啓発情報)が必要とされることからこの番組において手話放送を行っている。

また、後件相当部には形容詞述語によって、(20)のように事物の特徴や状態を表す例、(21)の「コトガ多イ」のように事態生起の可能性の高さを表す形式によって傾向などが表される例も少数ながら見られた。

(20)東北、北海道を除く沿岸部を黒潮や対馬海流の暖流が走っていることから、総じて気候が温暖である。

(21)給付行政としての側面を持つ文化行政にあつては、法令の根拠が少ないことから、行政指導としてなされることが多い。

なお、後件相当部の述語には、カジュアルあるいは平易な和語が比較的出現しにくい傾向が見られた。これは事態類型の問題というより、当該構文が出現するテキストタイプが白書や硬い書きことばであるといった影響と考える方が良いかもしれない。

以上、本節では当該構文では、後件相当部の事態は事物の変化、命名や認識・思考動詞を主に表し、主体動作動詞や事物の状態も表しうることを延べた。

## 5 前件相当部の事態類型と内容

4節では後件相当部の事態の類型を概観した。本節では、先に共起する述語から事態類型を見た後に、コトが具体的な名詞になる場合があるという田中(前掲)の指摘を手がかりに、コトを他の名詞で言い換えることによって、当該構文では前件相当部がどのような事態・事物を表すのかについて述べ、その文法的意味を考察していく。

まず、前件相当部に現れる事態類型では、(22)の「上昇する」「増える」などの数量変化、(23)の「つく」などの状態変化のように、当該構文では変化を表す動詞が多く見られる。

(22)高度成長の過程で所得水準が著しく上昇したことに加え、貯蓄率も上昇したことから、貯蓄額は大幅に増えた。(=10)

この例は、「貯蓄率も上昇した」影響から、貯蓄額は大幅に増えた」と言い換えができる。また、(22)の例は、前件相当部が先行研究で言われる事態の契機を表す例に相当し、その事態の生起によって後件相当部事態が発生したことを示している。事物の数量変化が前件相当部に共起している場合は、この契機を表すことが多い。

(23)この幼子(安徳天皇)がわずか二歳で皇位についたことから、後白河法皇の皇子・以仁王が

反乱を決意。

これは行為の契機に相当する例であり、(23)は「安徳天皇がわずか二歳で皇位についた」出来事から、以仁王が反乱を決意した」となる。これは「皇位についた」という事態が、他者が反乱を起こすという別の事態を引き起こしたことを表している。つまり(22)(23)ともに、前件相当部事態は後件相当部事態の生起に対して非意図的であるという点が共通している。また、このように契機を表す例では、後述する(24)から(30)の例に比べて、コト節が抽象的な名詞に言い換えられるという特徴が見いだせる。

一方、客体変化動詞の一種の作成動詞を前件相当部とした場合、前件相当部が命名の理由を表す例がしばしば見られる。

(24) ES (Embryonic Stem)細胞とは、「胚性幹細胞」と訳され、発生初期の胚(受精してから子宮に着床するまでの卵)からつくられることから、この名前が付けられている。

これはコト節を名詞にすると、「発生初期の胚からつくられる」手法から、この名前が付けられる」と言い換えが可能となる。「コトカラ」構文では、主題となっている事物の具体的な作成手段を、命名の理由(前件相当部)として示すことがある。

さらに、前件相当部が動詞シテイルの形態を取る例も見られる。これらの例は(25)のように結果パーフェクト(工藤2002、従来の「結果状態」)でなく、(26)の動作パーフェクトも共起している。

(25)それは一面の隅に載った記事で、一見ぎょっとさせる見出しの割には本文は乏しく、よく見るとタイトルの末尾に小さく“?”が添えられていることから、未確認情報であることがうかがわれた。

(26)(注：自転車のタイヤについて)実際にレースを問題なく走っていることから高い完成度を実現している。

(25)は「タイトルの末尾に小さく“?”が添えられている」記述から未確認情報であることがうかがわれた」、(26)は「レースを問題なく走っている」結果から高い完成度を実現している」と言い換えが可能である。(26)は後件相当部のすわりが若干悪いため、「ことがわかる」を補えば、(26)とともにその前件相当部が判断の根拠<sup>(2)</sup>を表していることがわかる。また(26)はレースの走行結果が後件相当部の判断の根拠となっているが、これは実際には走行タイムという「記録」、つまり文字化された証拠を表していることも(25)との共通の特徴である。

さて、前件相当部が後件相当部と事態類型において大きく異なるのは、時間的限定性のない恒常的な事態を表す、属性(仁田2001)を表す述語が多く共起する点である。この主の類型には、(27)のような経歴に伴う人間関係、ならびに(28)のように事物の性質や、(29)の外観といった「特徴」を表す事態類型が挙げられる。

(27)(注：石井好子は)この曲を作った中田喜直が音楽学校の後輩だったことから彼とは知り合いだった。

この例では「中田喜直が音楽学校の後輩だった」関係から知り合いだった」と、音楽学校時代の人間関係を、知り合いであることの理由として示している。

(28)またこのころ(注：18c 後半)には金メッキ製品も開発された。銀製品よりも酸化しにくいことから、珍重され始めていたのである。

(29)雪は純白であることから清いもの、めでたいしりとされる。

(28)では「銀製品よりも酸化しにくい性質から、珍重され始めていた」、(29)は「雪は純白である外観から清いものとされる」と、いずれも大きく言えば物の「特徴」が前件相当部に表されており、(28)では珍重される理由を、(29)では良いものを表すシンボルとして考えられている根拠を表している。この種の事物の「特徴」を表す前件相当部は、動詞述語でも(30)のように関係性を表すものが共起しうる。

(30)ボウフラは水虫で身体を屈伸させて泳ぐ。そのさまが棒を振る様子に似ていることから「棒振虫」と呼ばれた。

(30)は「泳ぐさまが棒を振る様子に似ている特徴から「棒振虫」と呼ばれた」となり、これも視覚で捉えられる泳ぎの特徴を名付けの理由としている。

また言うまでもなく、一時的な事物の状態も前件相当部には共起する。具体的には(31)の名詞や(32)の状態形容詞が典型ではあるが、(33)の動作継続も該当する。

(31)会議室は前線社ビルディングの最上階にあり、近辺が大むね二階屋の民家であることから、見晴らしが利いた。

(32)日本では幼児の心臓移植手術が困難なことから、昨年六月二十七日に渡米。

(33)その手前左手に「深山不動の滝」があります。不動明王がまつられていることから、昔からそう呼ばれています。

(31)は「大むね二階屋の民家である環境から、会議室は見晴らしが利いた」と、近隣住居が低層であるという周囲の環境を前件相当部で表し、それが見晴らしの利くことの原因であることを表している。一方(32)は「心臓移植手術が困難な状況から渡米した」、(33)は「不動明王がまつられている慣習から、昔からそう呼ばれている」となり、いずれの文も前件相当部が後件相当部で示される行為の理由となっている。ただし、(32)の前件相当部が非意志的な事態であるのに対し、(33)の前件相当部は廃止しようと思えば廃止可能な意志的事態であるという相違がある。

さらに、前件相当部には認識や評価のモダリティ形式、そして評価形容詞も共起しうる。具体的には、(34)の推論を表す「ト見ラレル」、評価判断形式では(35)の「必要ガアル」や(36)の「重要デアル」が出現する。

(34)一方、出生率がかなり低水準で推移するとみられることから、若年層の人口割合は低下する。

(35)(注：消防署が)常備市町村にあっても、特に大火災、地震等の大規模災害の場合には、その防除のために組織的に多数の人員を動員する必要があることから、消防団に依存する面が少なくない。

(34)は「出生率がかなり低水準で推移するとみられる予測から、若年層の人口割合は低下する」、

(35)は「防除のために組織的に多数の人員を動員する必要がある現状から、消防団に依存する

面が少なくない」となる。(34)は(26)同様に後件相当部のすわりが若干悪く、「と考えられる」などの表現を補うと容認される。よって、(34)(35)はいずれも判断の根拠を表していると考えられる。

(36)人造りは国造りの基礎であるとともに、貧困問題の解決のためにも重要であることから、教育・職業訓練制度改善協力への支援を行う。

(36)は「人造りは貧困問題の解決のためにも重要な要素だから、教育・職業訓練制度改善協力への支援を行う」という言い換えができるであろう。「必要デアル」「重要デアル」というのはいずれも形式化した動詞「ある」を含むため、コトの部分だけを言い換えすると容認性が低くなる。そのため、(36)では便宜的に「重要な要素だ」という名詞述語にして変換することで、前件相当部の意味把握をわかりやすくしている。その結果、前件相当部は人材育成支援行為の理由を表していることが明らかとなる。

これまで前件相当部の事態類型を見てきた。原則的に前件相当部は実現済み、もしくは実際に存在している事物である。この点に関しては日本語記述文法研究会(前掲)の指摘と一致する。ただし、(34)の前件相当部は事実ではないが、実際に実現が決定している事実、あるいは実現済み事態でなくても、シミュレーションした内容を真と捉え、それを元に判断を下すことは可能であるため、文として容認されると考えられる。

一方で、当該構文において前件相当部の事態類型と構文の文法的意味(前件相当部と後件相当部の意味的関係)には一定の傾向が見られることが明らかとなった。すなわち、状況や影響などの非意志的事態・事物が共起する場合は、後件相当部事態の原因(非意志的事態)や理由(行為)を表す。一方、前件相当部が事物に関する方法や慣習を示す場合、後件相当部事態(行為)の理由を表している。また結果や記述、性質・外観・特徴といった具体性のある事物を前件相当部が表す場合は、前件相当部は後件相当部事態(行為)の理由だけでなく、後件相当部事態(判断)の根拠にもなりやすい。

この「具体的な事物」という前件相当部の共起傾向については、次節でさらに詳しく述べることにする。なお、次節以降の用例はすべて作例である。

## 6 前件相当部の共起制限と客観性

希望の「～タイ」について、仁田(1991)は表出文の場合は人称制限があり一人称のみを主語として容認すると述べている。さらに、仁田(前掲)は希望や依頼・命令(働きかけ)相当の表現として「～テホシイ」が二人称を取ることを指摘している。

しかし、「コトカラ」構文の前件相当部にこの種の希望表現が共起すると、本来容認されるべき人称が制限されてしまう。まず、希望の「～タイ」、続いて「～テホシイ」から見ていく。

(37) 私がレンブラントを見たいことから、旅行先はオランダに決めた。〈一人称〉  
原因・理由を表す基本的な形式であるカラ・ノデでは「私がレンブラントを見たい」から／の



で、旅行先はオランダに決めた。」と容認可能な文となる。それに対し、当該構文では(37)のように前件相当部に「～タイ」が一人称と共起すると容認性が下がってしまう。もし「～タイ」が容認されるとすれば、次のように一人称や三人称を取る、さらに「～タカッタ」と過去形態にする、つまり(38)のように延べ立てとして前件相当部は表されなければならない。

(38) 父がレンブラントを見たがった／私がレンブラントを見たかった} ことから、旅行先はオランダに決めた。〈三人称／一人称シタ〉

また、同様の現象は「～テホシイ」でも見られる。「あなたたちに京都の文化を体験してほしい {から／ので}、1泊2日の学外授業を計画した。」は容認されるが、(39)のように二人称にすると容認性が下がる。

(39) ?あなたたちに京都の文化を体験してほしいことから、1泊2日の学外授業を計画した。

〈二人称〉

こうした人称制限については、いくつかの要因が考えられる。すなわち、希望とは感情の一種であり、話し手の心理状態の直接的に表す(安達2002)という点では、後述する感情形容詞と同様の働きを持つことが挙げられる。さらに、前件相当部が未実現事態を表すということも、人称制限のかかる一因であると考えられる。つまり、(38)の一人称主語を取る「～タイ」では「レンブラントを見る」ことはまだ未実現の事態である。二人称が「～テホシイ」の主語となった(39)の場合、「京都の文化を体験する」ことは二人称者に対する一人称者の願望であるだけでなく、二人称者への依頼・命令にもなっている。したがって、前件相当部は未実現事態を表すことにもなってしまう、前件相当部が事実でなければならないという当該構文の特徴とバッティングするために、「～タイ」「～テホシイ」が主語に二人称を取ることができないと考えられる。なお、(38)の「～タイ」同様、前件の「～テホシイ」も(40)のように延べ立てにすると容認される。

(40)あの子たちに京都の文化を体験してほしかったことから、1泊2日の学外授業を計画した。

〈三人称シタ〉

これら希望の表現に関連して、(41)のような感情形容詞、ならびに(42)のような感覚形容詞についても、同様の人称制限が当該構文では存在する。仁田(1991)では、感情・感覚形容詞(述べて文)は、原則一人称のみ主語に立つことができると指摘されている。だが、「コトカラ」構文では、前件相当部にこの種の形容詞を述語とした場合に一人称が主語に立つと、容認性が大幅に下がる。

(41)??全身がかゆいことから、薬を飲んだ。〈一人称〉

(42)??故郷が恋しいことから、ホームシックになった。〈一人称〉

これらの形容詞も、カラ・ノデの前件に共起した場合は「全身がかゆい {から／ので}、薬を飲んだ。」「故郷が恋しい {から／ので}、ホームシックになった。」とまったく容認性に問題はない。やはり、これらの形容詞を当該構文の前件相当部に共起させるには、(43)(44)のように三人称主語にする必要がある。

(43)子供が全身をかゆがることから、早速病院に連れて行った。〈三人称〉

(44) 学生が故郷を恋しがることから、一時帰国の許可を出した。〈三人称〉

当該構文の前件相当部に見られる、希望表現や感情・感覚形容詞の人称制限の要因は、仁田(前掲)の以下の説明が有効である。すなわち、感情・感覚形容詞とは内的状態の直接的表現であり、内的状態は話し手のみが直接的に認知可能であるため、外在化が不要である。また、三人称が文末に「～ガル」を必要とするものの容認されることは、仁田(前掲)は延べ立ての内容として話し手の方が聞き手よりも正確な情報を把握しうるからとも指摘している。

こうした前件相当部における希望の表現や感情・感覚形容詞の人称制限から、前件が話し手以外の人物にとっても認識・把握が可能な事物でなければならないという当該構文の特徴がいつそう明らかになる。つまり、当該構文の前件相当部は具体的・客観的な事物を表す傾向が強いのである。

## 7 誘導推論の可能な場合

本節では、原因・理由文で可能とされる誘導推論(前田前掲)がどのような場合に可能か、簡単に述べる。

まず、非意志の事態が新たな非意志の事態を発生させる、(45)のように契機を表す場合は誘導推論が構成されにくい傾向がある。

(45) 伝染病が発生したことから、海外旅行への不安が高まった。

⇒? 伝染病が発生しなければ、海外旅行への不安は高まらなかっただろう。

非意志の事態が行為の理由となった(46)の場合や、意志の事態が行為の理由となった(47)の場合も、筆者の判断では誘導推論は構成されにくい。しかし、話者によっては容認する可能性もある。

(46) 治安が悪化したことから、在留邦人の帰国が決定された。

⇒? 治安が悪化しなければ、在留邦人の帰国は決定されなかっただろう。

(47) 来月関東に出張することから、友人と会う約束をした。

⇒? 来月関東に出張しなければ、友人と会う約束をしなかっただろう。

誘導推論が成立しにくいことから、当該構文が典型的な原因・理由を表さないという先行研究の指摘と一致する。しかし、当該構文が判断の根拠を表す(48)の場合は、誘導推論が構成しやすくなる。

(48) 昨日深夜発の便に搭乗していることから、今日の午前中には到着する。

⇒ 昨日深夜発の便に搭乗していなければ、今日の午前中には到着しないだろう。

判断の根拠において誘導推論が構成されやすくなるのは、前件相当部と後件相当部の間にある厳密な因果関係を示さなくてもよいためだという可能性がある。また、当該構文はコト節を列挙できる((2)参照)ため、本質的に〈原因-結果〉の1対1の対応関係を表すための形式ではないという要因も考えられる。しかし現時点では当該構文での誘導推論のありようは解明できないため、将来の課題としたい。

誘導推論を構成しにくいということは、当該構文が事態の因果関係を厳密に表す形式ではないということの意味する。しかし、6節までで見てきたように、当該形式の前件相当部が客観的・具体的事態であるということが、文章において主張に対するサポータティブな原因・理由や根拠を表すという特徴につながっており、それが書き言葉や公的な文章に当該構文が出現する要因と考えられる。

## 8 さ い ご に

本稿では「コトカラ」構文について、特に前件相当部の事態類型や内容を中心に考察を行った。その結果、当該構文の前件相当部は、話し手以外の人物にとっても認識・把握が可能な具体的・客観的な事物が現れるという傾向があり、それが行為の理由や判断の根拠を表すことを明らかにした。また、従来とは異なる、希望の表現や感情・感覚形容詞の人称制限が当該構文の前件相当部に見られることも指摘した。最後に、当該構文は判断の根拠を表す場合には誘導推論を構成しやすいという特徴を述べた。

### 参考文献

- 安達太郎(2002)「第2章 命令・依頼のモダリティ」宮崎和人他『モダリティ』  
工藤真由美(2002)『日本語のアスペクト・テンス・ムード体系』ひつじ書房  
坂原茂(1985)『日常言語の推論』東京大学出版会  
杉本武(2014)「カラ」日本語文法学会編『日本語文法辞典』  
田中寛(2004)『日本語複文表現の研究』白帝社  
田野村忠温(2002)「辞と複合辞」玉村文郎編『日本語学と言語学』明治書院  
寺村秀夫(1993)『寺村秀夫論文集Ⅰ』くろしお出版  
永野賢(1953)「表現文法の問題」金田一博士古希記念論文集刊行会編『金田一博士古希記念言語民俗論集』三省堂  
仁田義雄(1991)『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房  
仁田義雄(2001)「命題の意味的類型についての覚え書」『日本語文法』1-1  
日本語記述文法研究会(2008)『現代日本語文法6』くろしお出版  
林四郎(1982)「臨時一語の構造」『国語学』131  
前田直子(2009)『日本語の複文』くろしお出版  
松木正恵(2014)「連体修飾節における底名詞の性質と名詞性接続成分」益岡隆志他『日本語複文構文の研究』ひつじ書房

### 注

- (1) ただし、こうした学術用語は、常識的には、いったん命名されれば変更可能なものではなく、後述する属性に相当すると考える方が適切かもしれない。
- (2) 本稿での「判断の根拠」は前田(前掲)の規定する「判断の根拠」とは異なり、前件相当部と後件相当部の間にバックシフトをしないものも含む。また後件相当部の述語は、思考・認識動詞や認識を表すモダリティ形式が共起するパターンに限定している。